

2. 対象住宅（条例第5条）

居住室面積が23㎡（14畳）以下又は住戸専用面積が43㎡以下の住宅

3. 提出書類

10ページ「申し込みに必要な書類」以外に「単身入居の入居者資格認定のための申立書」が必要です（末尾にあります）。

6. 特定目的住宅（特目）について

※ 特定目的住宅とは、より困窮度の高い世帯が優先的に入居できるために、入居者を特定した住宅になります。4ページの入居資格に加えて、それぞれの要件に合う方のみ申込ができます。

(1) 特定目的住宅【特目】

- ① 配偶者のいない方で、現に20歳未満の子を扶養している世帯。
- ② 入居者または同居者のいずれかが身体障害者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が1級から4級までの世帯。
- ③ 入居者または同居者のいずれかが戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または別表第1号表ノ3の第1款症である世帯。
- ④ 入居者または同居者のいずれかが重度若しくは中度の療育手帳の交付を受けている者もしくは、1級または2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている世帯。
- ⑤ 申込時に同居、または同居しようとする親族に、18歳未満の児童が3人以上いる世帯。
- ⑥ 申込時に義務教育就学年齢（中学生）以下の子（平成20年4月2日以後に生まれた方）と同居している世帯。
- ⑦ 満60歳以上の単身者（現に同居、または、同居しようとする親族がいない者）。
- ⑧ 満60歳以上の者とその親族からなる世帯（その親族とは、配偶者、18歳未満の児童、1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者、1級または2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、重度もしくは中度の療育手帳の交付を受けている者、満60歳以上の者のいずれか一つに該当するもの）。

(2) 障害者世帯向住宅【車椅子常用者世帯向住宅】

公的機関から車椅子の交付（貸与）を受けている方で、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ① 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けていること。
- ② 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または別表第1号表ノ3の第1款症であること。

(3) 高齢者世話付住宅：シルバーハウジング

- ① 満60歳以上の単身者。独立して生活するには不安があると認められ、介護保険法の要介護状態の区分が、原則として要支援1、要支援2、要介護1に認定されていること。
- ② 満60歳以上の夫婦（夫婦の一方が満60歳以上でも可）のみの世帯および満60歳以上の高齢者のみの世帯。独立して生活するには不安があると認められ、介護保険法の要介護状態の区分が、原則として要支援1、要支援2、要介護1に認定されていること。

※ この住宅は、高齢者向け住宅でありバリアフリーになっています。また、緊急通報システムが設置され、生活援助員（L S A：ライフサポートアドバイザー）による定期訪問による安否確認等の生活支援を受けることとなります。そのため、家賃とは別に所得に応じて生活支援の負担金の支払いが必要です。

入居に際して、生活援助が受けられるかの適否調査を長寿施設課が行ったうえで、入居の決定をします。